

岩手県医療局管理規程第13号

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程

医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第9号から第11号まで及び第13号から第18号までに規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第8号、第12号、第19号から第21号まで、第24号及び第25号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第6号まで、第9号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 会計年度任用職員の出産の場合</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(17) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(18) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第8号、第12号、第20号、第25号及び第26号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p>

(1) <u>会計年度任用職員の出産の場合</u>	
(2) [略]	(1) [略]
(3) [略]	(2) [略]
(4) [略]	(3) [略]
(5) <u>会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	
(6) <u>会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</u>	
(7) [略]	(4) [略]
(8) [略]	(5) [略]
4・5 [略]	4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。